

港区子育て世帯等住宅取得支援事業補助金交付要綱

6 港街住第 2 4 3 5 号

令和 6 年 1 2 月 6 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、区内において新たに良質な住宅を取得する子育て世帯及び若年夫婦世帯に対し、住宅を取得するための手続に要する費用の一部を補助することにより、子育て世帯及び若年夫婦世帯の区内における定住化を促進し、区内において良質な住宅ストックの形成を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 配偶者等 第 6 条の申請日時点において、この要綱による補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）と婚姻関係にある者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者、申請者とともに港区男女平等参画条例（平成 1 6 年港区条例第 3 号）第 9 条の 2 第 1 項に規定するみなとマリアージュ制度（第 6 条第 3 号において「みなとマリアージュ制度」という。）を利用する者又は申請者とともに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 3 0 年東京都条例第 9 3 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度（第 6 条第 4 号において「東京都パートナーシップ宣誓制度」という。）による証明を受けた者を含む。）をいう。
- (2) 子育て世帯 この要綱による補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）の建築又は購入に係る契約（当該住宅を無償で譲り受ける契約を除く。以下同じ。）を締結した時点又は第 6 条の申請日時点のいずれかにおいて、申請者及び子ども（1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者（胎児を含む。））を含む世帯をいう。
- (3) 若年夫婦世帯 補助対象住宅の建築又は購入に係る契約を締結した時点又は第 6 条の申請日時点のいずれかにおいて、申請者又はその配偶者等のいずれかが 4 0 歳未満である世帯をいう。
- (4) 耐震診断 建築物の地震に対する安全性を評価する調査をいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物に対する耐震化基準を満足するために必要な工事(付帯工事を含む。)をいう。
- (6) 耐震化基準 次に掲げるところにより定めるものをいう。

ア 木造建築物の場合 財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅耐震診断と補強方法」に規定する上部構造評点 I_w 値が1.0以上を満足すること。

イ 非木造建築物の場合 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に定める方法により計算した構造耐震指標 I_s 値が0.6以上を満足すること(免震工法等特殊な工法による場合は、港区建築物耐震診断助成要綱(平成8年6月5日8港都建第89号)に規定する機関(以下「評定機関」という。)が行う評定等において、予想される大地震に対して、建築物が耐震性能を保有している等の安全性が認められること。)

(補助対象住宅)

第3条 補助対象住宅は、区内に定住するために建築又は購入に係る契約をするものであって、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準を満たし、次のいずれかに該当する住宅であること。

ア 昭和56年6月1日以後に建築確認を受けた住宅

イ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設された住宅にあっては、耐震診断の内容について港区建築物耐震診断助成要綱(平成8年6月5日8港都建第89号)に規定する機関が行う評定等(以下「評定」という。)を受けている住宅又は耐震性を満たすことが確認できる住宅

(2) 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定された場合は、耐震改修計画について評定を受けた上で、耐震改修工事を実施している住宅

(3) 自己の居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上の住宅

(4) 申請者又は配偶者等の所有であって、不動産登記法(平成16年法律第123号)に定める建物の所有権保存登記又は所有権移転登記がされている住宅

(補助対象者)

第4条 補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する子育て世帯又は若年夫婦世帯(以下「子育て世帯等」という。)とする。

(1) 子育て世帯等が、区内に定住するために補助対象住宅の建築又は購入に係る契約を締結していること。

(2) 子育て世帯等に属する者が、第6条の申請日時点において、補助対象住宅に居住し、住民登録をしていること。

(3) 子育て世帯等に属する者が、住民税を滞納していないこと。

(4) 子育て世帯等に属する者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める保護を受けていないこと。

(5) 子育て世帯等に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（6）子育て世帯等に属する者が、補助を受けようとする住宅において、この要綱に基づく補助を受けていないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、10万円とする。

（交付申請）

第6条 申請者は、第3条第4号に規定する所有権保存登記又は所有権移転登記の受付年月日から1年以内に、港区子育て世帯等住宅取得支援事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（1）子育て世帯等に属する者全員の続柄の記載のある住民票（発行から3か月以内のもの）

（2）子育て世帯等に妊婦がいる場合にあっては、母子手帳の写し

（3）みなとマリアージュ制度を利用する者にあっては港区男女平等参画条例施行規則（平成16年港区規則第13号）第2条の2に定めるみなとマリアージュカードの写し

（4）東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた者にあっては東京都パートナーシップ宣誓制度に関する規則（令和4年東京都規則第153号）第5条に定める東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の写し

（5）子育て世帯等に属する者全員（申請日時点において、18歳未満の者を除く。）の前年度の住民税の納税証明書又は非課税証明書

（6）補助対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し

（7）補助対象住宅の建物の登記事項証明書

（8）補助対象住宅の検査済証又は台帳記載事項証明書の写し

（9）併用住宅（一建物内に居住の用に供する部分及び店舗、事務所、賃貸住宅その他の業務の用に供する部分が併存している住宅をいう。）については、自己の居住の用に供する床面積及び店舗部分等の床面積の内訳が分かるもの

（10）補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設された住宅にあっては、耐震診断の結果を記載した書類の写し若しくはこれに代わる書類又は耐震基準適合証明書、現況検査・評価書（建設住宅性能評価書）等の写し

（11）耐震改修工事を実施した場合は、耐震改修計画の評定が確認できる書類

（12）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたもの

（交付決定）

第7条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付す

ることを決定したときは港区子育て世帯等住宅取得支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは港区子育て世帯等住宅取得支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、第1項の規定により補助金を交付することを決定したときは、申請者に対し、速やかに当該補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 区長は、前条の規定により補助金の交付を決定した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- （2）法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- （3）港区暴力団排除条例（平成26年港区条例第1号）第12条第2項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。

- 2 区長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既にその取消しに係る部分の補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は街づくり支援部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年12月6日から施行する。
- 2 この要綱は、子育て世帯等が令和6年12月6日以降に建築又は購入に係る契約をした住宅を対象とする。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
（令和8年度における申請の特例）
- 2 この要綱による改正後の港区子育て世帯等住宅取得支援事業補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条第4号に規定する建物の所有権保存登記又は所有権移転登記の受付年月日が令和8年3月30日以前の者については、改正後の要綱第6条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までに同項の申請を行わなければならない。